

スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン
(追補版)

令和 5 年 3 月 9 日
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会

令和5年2月10日、政府は「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を変更し、令和5年3月13日より、新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについて現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とすることを決定しております。

また、令和5年3月13日より、マスクの着用は個人の判断に委ねられるものの、事業者においては、高齢者等が集まる催事を行う際など、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることはありうるものとしております。

今般、基本的対処方針の変更を受けて、「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン」におけるスポーツイベント参加者やスタッフ等に対するマスク着用の取扱いを、令和5年3月13日より、「個人の主体的な選択を尊重し、原則、着用は個人の判断に委ねる」こととします。

このため、マスク着用の取扱いについて、本ガイドラインの追補版として公表します。各スポーツ団体におかれては、今後、マスク着用の取扱いについては、政府の「マスク着用の考え方の見直し等について」(別紙1)を参照し、主催者の責任の下でスポーツイベントを実施していただくようお願いします。

なお、マスクの着用が個人の判断に委ねられる場合であっても、大会の期間・規模、参加対象に応じて、主催者が感染対策上又は事業上の理由等により、スポーツイベント参加者又はスタッフ等にマスクの着用を求めることを妨げるものではありませんので、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面の場合は、主催者において適切にご判断ください。

(別紙1)「マスク着用の考え方の見直し等について」

(令和5年2月10日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定)

https://corona.go.jp/news/pdf/kihon_r2_050210.pdf

(別紙2)「スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン」

(令和4年12月26日改訂)

<参考ホームページ（追補版・追加分）>

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和5年2月10日変更） 新型コロナウイルス等感染症対策本部決定）
https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon_r_20230210.pdf
- 基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和5年2月10日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenaku_seigen_20230210.pdf
- イベント開催等における感染防止安全計画等について（改定その10）（令和5年2月10日 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長 事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimu_event_kansenboushi_anzenkeikaku_20230210.pdf

マスク着用の考え方を見直し等について

令和5年2月10日
新型コロナウイルス感染症対策本部決定

1. マスク着用の考え方を見直しについて

(1) 見直しの概要

- ▶ 新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とし、政府は各個人のマスクの着用の判断に資するよう、感染防止対策としてマスクの着用が効果的である場面などを示し、一定の場合にはマスクの着用を推奨する。
- ▶ このマスク着用の考え方を見直しは、円滑な移行を図る観点から、国民への周知期間や各業界団体及び事業者の準備期間等も考慮して3月13日から適用するほか、学校におけるマスク着用の考え方を見直しは4月1日から適用することとし、それまでの間はこれまでの考え方(※1)に沿った対応をお願いします。

※1 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針(令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)(抜粋)

- ・屋内において、他者と身体的距離(2m以上を目安)がとれない場合、他者と距離がとれるが会話を行う場合、屋外において他者と距離がとれず会話を行う場合は、マスクの着用を推奨する。また、高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨する。マスクは不織布マスクを推奨する。なお、屋内において他者と身体的距離がとれて会話をほとんど行わない場合は、マスク着用は必要ない。
- ・屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離がとれ

ない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点から、マスクを外すことを推奨する。

- ・また、乳幼児(小学校に上がる前の年齢)のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されない。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しない。なお、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用すること。

(2) 着用が効果的な場面の周知等

- 高齢者等重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な下記の場面では、マスクの着用を推奨する。
 - ✓ 医療機関受診時
 - ✓ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等への訪問時
 - ✓ 通勤ラッシュ時等混雑した電車やバス（※2）に乗車する時（当面の取扱）
 - ※2 概ね全員の着席が可能であるもの（新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等）を除く。
- そのほか、新型コロナウイルス感染症の流行期に重症化リスクの高い者が混雑した場所に行く時については、感染から自身を守るための対策としてマスクの着用が効果的であることを周知していく。

(3) 症状がある場合等の対応

- 症状がある者、新型コロナウイルス感染症の検査陽性の者、同居家族に陽性者がいる者は、周囲の者に感染を広げないため、外出を控える。通院等やむを得ず外出をする時には、人混みは避け、マスクを着用する。

(4) 学校における対応

- ▶ 学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ▶ 併せて、下記を教育委員会・学校等に対して周知していくとともに、適切な対応を求めることとする。
 - ✓ 基礎疾患等の様々な事情により、感染不安を抱き、引き続きマスクの着用を希望する児童生徒に対して適切に配慮するとともに、換気の確保等の必要な対策を講じること。
 - ✓ 地域や学校における新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの感染状況等に応じて、学校・教員が児童生徒に対して着用を促すことも考えられるが、そのような場合も含め、児童生徒や保護者等の主体的な判断が尊重されるよう、着脱を強いることがないようにすること。
- ▶ 上記の見直し時期にかかわらず、4月1日より前に実施される卒業式におけるマスクの着用については、卒業式の教育的意義を考慮し、児童生徒等はマスクを着用せず出席することを基本とし、その際の実態を示すこととする。

(5) 医療機関や高齢者施設等における対応

- ▶ 高齢者等重症化リスクが高い者が多く入院・生活する医療機関や高齢者施設等の従事者については、勤務中のマスクの着用を推奨する。

(6) 事業者における対応

- ▶ マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、事業者が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される。
- ▶ 各業界団体においては、1. 及び2. の方針に沿って「業種別ガイドライン」の見直しを行い、現場や利用者へ周知する。

(7) 留意事項

- マスクを着用するかどうかは、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう、個人の主体的な判断が尊重されるよう周知していく。
- 子どもについては、すこやかな発育・発達の妨げとならないよう配慮することが重要であり、保育所等に対してもマスク着用の考え方を周知する。
- なお、感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。ただし、そのような場合においても、子どものマスク着用については、健康面等への影響も懸念されており、引き続き、保護者や周りの大人が個々の子どもの体調に十分注意する必要がある。

2. 基本的な感染対策について

- マスク着用の考え方の見直し後であっても、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」）に基づく基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の位置づけが変更された以降は、基本的対処方針及び「業種別ガイドライン」は廃止となり、個人及び事業者は自主的な感染対策に取り組むこととなる。政府は、感染症法上の位置づけ変更後も、自主的な感染対策について必要となる情報提供を行うなど、個人及び事業者の取組みを支援していく。

スポーツイベントの開催における感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日
(令和2年5月29日改訂)
(令和2年10月2日改訂)
(令和3年2月15日改訂)
(令和3年11月5日改訂)
(令和4年12月26日改訂)
公益財団法人日本スポーツ協会
公益財団法人日本パラスポーツ協会

1 はじめに

令和2年5月4日に第33回新型コロナウイルス感染症対策本部が開催され、同本部において改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「基本的対処方針」という。）においては、同日に公表された、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」も踏まえ、事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、同年5月4日開催の専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることが求められています。

本ガイドラインは、基本的対処方針を受けて、各種スポーツイベントの再開に当たっての基準や、再開後の開催時における感染拡大予防のための留意点について、専門家会議の提言等を参考に総論してまとめたものであり、その後、基本的対処方針の変更等を踏まえた累次の改正を経て、スポーツイベントの開催における感染拡大予防のための留意点をまとめたものとなっています。

既に中央競技団体におかれましては、本ガイドラインを参考として、練習・トレーニングにおける注意事項を含んだ、競技特性に応じた各競技別のガイドラインを作成いただいておりますが、各スポーツ団体におかれては、本ガイドライン及び各競技別のガイドラインを参照し、主催者の責任の下でスポーツイベントを実施していただきますようお願いいたします。

なお、練習・トレーニングを含め、スポーツイベントの実施に際しての新型コロナウイルス感染症への感染を防止するための方策については、科学的な知見の集積が進められており、本ガイドラインは、現段階で得られている知見等に基づき作成しています。今後の知見の集積及び各地域の感染状況を踏まえて、逐次見直すことがあり得ることに御留意をお願いいたします。

また、スポーツイベントの実施の際に利用する施設における感染拡大予防策については、同年5月14日付けでスポーツ庁が作成した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

2 スポーツイベントの開催に当たっての基本的考え方について

スポーツイベントの開催に当たっては、基本的対処方針、専門家会議の提言等に基づき、以下のとおり対応することが適当です。

なお、当該スポーツイベントの開催は、開催地の知事の方針に従うことが大前提であり、開催地や施設が所在する都道府県のスポーツ主管課や衛生部局への確認が求められますが、最終的なイベントの開催は、主催者の責任で判断することが求められます。

また、特に、緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の都道府県に当たっては、以下の点に御留意ください。

- 内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に発出される事務連絡によって示される、最新の催物の開催制限等の方針を踏まえて、各都道府県が定める収容人数・収容率や手続きに従い、開催内容を検討いただくようお願いします。また、判断に迷う場合は、開催地の都道府県スポーツ主管課等に相談してください。
- 収容人数が5,000人を超え、かつ収容率が50%を超える場合には、都道府県が定める様式に基づき、感染防止安全計画を策定し、都道府県に確認を受ける必要があります。それ以外の場合は、人数上限5,000人又は収容定員50%のいずれか大きい方、かつ収容率の上限50%（大声あり）・100%（大声なし）と都道府県が定める様式に基づく感染防止策等を記載したチェックリストを主催者等が作成・公表する必要があります。詳細は、政府事務連絡や開催地の都道府県のHPをご確認ください。
- なお、緊急事態措置やまん延防止等重点措置が発令された場合には、政府及び都道府県の示す開催基準に従うことが必要です。

3 スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について

スポーツイベント開催・実施時の感染防止策について、基本的対処方針、専門家会議提言等に基づき、参加者がスポーツイベントに安全・安心に参加できるよう、各都道府県知事の方針に反しないことを前提として、スポーツイベントを開催・実施することとした主催者が、その運営に当たり留意すべき事項を取りまとめたものです。

スポーツイベントの主催者は、以下の内容を踏まえつつ、「基本的対処方針に基づくイベント催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」（令和4年11月25日付け内閣官房新型コロナウイルス感染症等対策推進室長事務連絡）の別紙2「イベント開催等における必要な感染防止策」に基づき、各イベントの特性を勘案して、感染防止のため自らが実施すべき事項や参加者が遵守すべき事項をあらかじめ整理することが求められます。また、必要な対策ができていることを確認し、開催地の都道府県が示すチェックリストを活用し、適切な場所（イベントの受付場所等）に掲示するとともに、各事項がきちんと遵守されているか定期的に巡回・確認することにより、イベントの主催者だけでなく、参加者を含む関係者

全員が感染防止のために取り組むことが必要です。

なお、各事項の整理に当たっては、「新しい生活様式」の実践例や、令和2年10月23日開催の新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言において示された「感染リスクが高まる『5つの場面』と『感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫』」、等も御参照ください。また、障がい者や高齢者など参加者の特性にも配慮する必要があります。

(1) スポーツイベントの参加募集時の対応

スポーツイベントの主催者は、参加募集に際し、感染拡大の防止のために参加者が遵守すべき事項を明確にして、協力を求めることが必要です。また、これを遵守できない参加者には、他の参加者の安全を確保する等の観点から、スポーツイベントへの参加を取り消したり、途中退場を求めたりすることがあり得ることを周知することが必要です。

なお、スポーツイベントの主催者が参加者に求める感染拡大防止のための措置としては、以下のものが挙げられます。

- ① 体調がよくない場合（例：発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合）は、自主的に参加を見合わせる。
- ② 過去5日以内に新型コロナウイルス陽性判定を受けた者との濃厚接触がある者は、自主的に参加を見合わせる。
- ③ 適切なマスク（不織布マスクを推奨。以下同じ。）を持参し、正しい着用と場面に応じた適切な着脱をすること。
- ④ 各地域で取り組まれている通知サービス、通知アプリ等を活用すること。
- ⑤ 石鹸と流水による手洗い、アルコール等による手指消毒を徹底すること。
- ⑥ 他の参加者、主催者スタッフ等との適切な距離を確保すること。（障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。）
- ⑦ イベント中に大声を出す場合には、対人距離の確保とともに、換気の徹底や適切なマスクの着用等に留意すること。マスクを着用し、大声を出さない場合であっても、人と人が触れ合わない程度の距離を保つこと。
- ⑧ 感染防止のために主催者が決めたその他の措置の遵守、主催者の指示に従うこと
- ⑨ イベントで新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、主催者に対して速やかに報告すること。

(2) 当日の参加受付時の留意事項

スポーツイベントの主催者は、イベント当日の受付時に参加者が密になることへの防止や、安全にイベントを開催・実施するため、以下に配慮して受付事務を行うことが必要です。

- ① 受付窓口には、手指消毒剤を設置すること。
- ② 参加者等の徴収をできるだけ事前振込等で行い、当日の現金授受を極力避

けること。

- ③ 発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入場しないように、貼紙などにより注意を促すこと。（状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限することも考えられる。また、入場を制限された者がすでに利用料等を支払っている場合に払い戻すことが可能なよう規定を設けることも考えられる。入場時の検温を行い、有症状を理由に入場を制限した際の払い戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止する措置を講じることも検討する。）
- ④ 人と人が長時間対面する場所は、換気を徹底するとともに、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽すること。（※）
（※）飛沫防止用のシートについては、以下の点に留意すること。
 - ・火気使用設備・器具、白熱電球等の熱源となるものの近くには原則設置しないようにすること。ただし、これらの近くに設置することが感染予防対策上必要な場合にあっては、燃えにくい素材（難燃性、不燃性、防災製品など）を使用すること。
 - ・同じ素材であれば、薄いフィルム状のものに比べて板状のものの方が防火上望ましいこと。
 - ・不明の点があれば、最寄りの消防署に相談すること。
- ⑤ 参加者が距離をおいて（人と人とが触れ合わない間隔）並べるよう周知等を行うこと。
- ⑥ 受付を行うスタッフには、適切なマスク（※）を着用させること。
（※）聴覚障がいを持つ方への対応をする場合等は、フェイスシールド等の着用も考えられる。
- ⑦ インターネットやスマートフォンを使った電子的な受付の一層の普及を図り、受付場所での書面の記入や現金の授受等を避けるようにすること。
- ⑧ 当日の受付のほか、イベント前日の受付を行うなど当日の混雑を極力避けること。
- ⑨ イベント参加者に対し、各地域の通知サービス・通知アプリ等の登録・利用者のQRコード読み取りを促すこと。

（3）スポーツイベント参加者への対応

1）マスク等の準備

スポーツイベントの主催者は、参加者が適切なマスクの準備を呼びかけることが必要です。

屋外では、季節を問わず、マスク着用は原則不要ですが、屋外でも、人との距離（目安 2m）が保てず会話をする場合、また、屋内では、人との距離（目安 2m）が保てて会話をほとんど行わない場合を除き、適切なマスクの着用が必要です。また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、受付、着替え、表彰式等の運動・スポーツを行っていない間、特に会話する時には、正しいマスクの着用を求めることが考えられます

(※)。なお、観客のマスクの着用については、「(4) 4) 観客の管理」を参照してください。

(※) 正しいマスクの着用法について、例えば厚生労働省ホームページ「マスクの着用について」を参照してください。

ただし、病気や障がい等でマスク着用が困難な場合には、個別の事情に鑑み、差別等が生じないように十分配慮するとともに適切な感染対策を講じてください。

また、運動強度が高いと考えられる運動・スポーツや、気温・湿度が高い中でマスクを着用する際は、熱中症のリスクが高くなるおそれがありますので、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）を確保できる場合や会話をしない場合には、マスクを外すよう注意を促すことが必要です。特に夏場については、熱中症予防の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨してください。厚生労働省から「熱中症予防×コロナ感染防止」が示されていますので、そちらも参考にしてください。なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は参加者等の判断によるものとするものの、マスクを着用して運動やスポーツを行った場合、熱放散が妨げられることで熱中症のリスクが高くなることや、息苦しさを感じた時はすぐにマスクを外すこと、休憩を取る等、無理をしないことについて周知してください。

2) スポーツイベント参加前後の留意事項

スポーツイベントに参加する個人や団体は、イベントの前後のミーティングにおいても、三つの密を避けること、会話時に適切なマスクを着用するなどの感染対策に十分に配慮することが求められます。特に感染リスクが高まる「5つの場面」には、「飲酒を伴う懇親会等」や、「大人数や長時間におよぶ飲食」が含まれているので、イベント前後での懇親会等を開催する場合は飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話の自粛）を徹底することが求められます。また、公共交通機関や飲食店等を利用する場合は、混雑を避けて利用することが求められます。

(4) スポーツイベントの主催者が準備等すべき事項

1) 手洗い場所

スポーツイベントの主催者は、参加者がイベント開催・実施の間に手洗いをこまめに行えるよう、以下に配慮して手洗い場所を確保することが必要です。

- ① 手洗い場には石鹸（ポンプ型が望ましい）を用意すること。
- ② 厚生労働省が作成する啓発資料「手洗いについて」等の掲示をすること。
- ③ 手洗い後に手を拭くためのペーパータオル（使い捨て）を用意することも考えられる。（参加者にマイタオルの持参を求めてもよい。）
- ④ 手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤を用意すること。

2) 更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース等の共用部分

更衣室（シャワー室を含む）、休憩・待機スペース等の共用部分は感染リスクが比較的高いと考えられることに留意することが必要です。また、感染リスクが高まる「5つの場面」の1つとして「居場所の切り替わり」が挙げられ、更衣室や休憩スペース等では環境の変化により感染リスクが高まることがあるとされています。

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツを行うための服装に着替える更衣室や、一時的な休息をするための休憩スペース、参加者等が参加前の確認を受ける待機スペース（招集場所）について、以下に配慮して準備することが求められます。

- ① 広さにはゆとりを持たせ、他の参加者と密になることを避けること。（障がい者の介助を行う場合を除く。）また、休憩・待機スペースでは、マスクなしでの会話をしないように促すこと。
- ② 広さにゆとりを持たせることが難しい場合は、一度に入室する参加者の数を制限するとともに、人と人との十分な間隔を空けた整列を促すなどの対策を行う等の措置を講じること。
- ③ 室内又はスペース内で複数の参加者が触れると考えられる場所（ドアノブ、手すり、ロッカーの取手、テーブル、椅子等）については、定期的に消毒すること。
- ④ 換気扇を常に回す、換気用の小窓を開ける等、換気に配慮すること。
- ⑤ 入退室の前後での手洗いを徹底すること。（手洗いが難しい場合は、アルコール等の手指消毒剤の使用を徹底すること。）

3) 飲食物の提供時

スポーツイベントの主催者は、運動・スポーツの際の栄養補給等として飲食物を参加者に提供する際は、以下に配慮して行うことが求められます。なお、飲食物の提供時には、飲食店に準拠した対応をする必要がありますので、以下の事項の他、現行の飲食店ガイドラインやルール、各都道府県の実情等に従うようにしてください。

- ① 参加者が飲食物を手にする前に、手洗い、手指消毒を行うよう声を掛けること。
- ② 飲食時の感染対策（食事中以外のマスク着用、飲食に伴いマスクを外す際の会話自粛等）の徹底を周知すること。
- ③ 飲食物を取り扱うスタッフには適切にマスクを着用させること。
- ④ 利用者が密な状態になるおそれがある場合は、利用時間をずらす、人と人との十分な間隔を空けた利用の徹底、入場制限等を行うこと。

4) 観客の管理

観客同士が密な状態とならないよう、イベント参加者間の適切な距離の確保

を促すことが求められます。大声を伴わない場合は、人と人が触れ合わない間隔を維持し、参加者等に対して大声を出さないことを適切に周知することが必要です。大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の座席との身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）を行ってください。

また、感染リスクが高まる「5つの場面」には「マスクなしでの会話」が含まれていることから、マスクなしでの大声での声援を送らないことや会話を控えること、会話をする場合には適切にマスクを着用すること等の留意事項を周知することが必要です。参加者の規模に応じて、入退場時の密集回避（時間差入場等）を行うことが必要です。

なお、マスクを着用しない者や大声を出す者（大声なしの場合）に対する個別注意等の具体的方法（例えば、マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客（大声なしの場合）の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等））についても、検討・実施を図ってください。

5) スポーツイベント会場

スポーツイベントを室内で実施する場合には、換気の悪い密閉空間とならないよう、十分な換気を行う必要があります。

具体的には、機械換気による常時換気又は窓開け換気が必要です。必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時を目安）を確保するため、二酸化炭素濃度は概ね1,000ppm以下を目安（二酸化炭素濃度測定器の活用が効果的）としてください。機械換気が設置されていない場合の窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓開けを行ってください。機械換気、窓開け換気ともに、相対湿度の目安は40-70%が望ましいとされています。なお、必要な換気量を確保できない場合は、換気扇、扇風機、サーキュレータのほか、HEPA フィルタ付きの空気清浄機の使用も考えられます。

施設の使用に当たっては、スポーツ庁作成の「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」等を参考に、施設管理者とも相談しつつ取り組んでいただきますようお願いいたします。

6) ゴミの廃棄

鼻水、唾液などが付いたゴミは、ビニール袋に入れて密閉して縛り、ゴミを回収する人は、適切にマスクを着用することが求められます。また、作業後は、石鹸と流水で手を洗うか、手指消毒薬を使用するかのいずれかを行うことが必要です。

7) スタッフの管理等

スポーツイベントの主催者自身についても、感染症の拡大を防ぐため、スタッフの管理等について以下の事項を実施することが求められます。

- ① 感染リスクが高まる「5つの場面」、「新しい生活様式」等の案内物を活用

して、スタッフに対して新型コロナウイルス感染症予防管理対策を周知・徹底すること。

- ② 普段から、健康観察アプリなどを活用し、毎日の健康状態を把握すること。
- ③ 発熱又は風邪等の症状がみられるスタッフについては、出勤自粛を図るよう促すこと。
- ④ ワクチン接種については、厚生労働省 HP の「新型コロナワクチンについて」等を参照すること。
- ⑤ 主催者としてスタッフの検査を実施する必要がある場合は、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室事務連絡「職場における検査等の実施手順（第3版）について」（令和4年10月19日）等を参照すること。
- ⑥ 事務作業等を行う場合は、業務に支障とならない範囲で、テレワーク等遠隔業務の実施を積極的に検討すること。

（5）参加者が運動・スポーツを行う際の留意点

スポーツイベントの主催者は、各競技別のガイドラインを参照し、イベントの参加者に対し、以下の留意点や利用者が遵守すべき内容を周知・徹底することが求められます。

① 適切なマスクの正しい着用と適切な距離の確保

運動・スポーツの種類に関わらず、運動・スポーツをしていない間も含め、感染予防の観点から、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照し、適切なマスクの正しい着用と場面に応じた適切な着脱を行うこと。なお、屋外において、他者と距離がとれない場合であっても会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は必要ないことに留意すること。

周囲の人との距離については、介助者や誘導者の必要な場合を除き、大声を伴わない場合は、人と人とが触れ合わない間隔を保ち、大声を伴う可能性がある場合は、前後左右の身体的距離の確保（座席間は1席（座席がない場合は最低1m）空ける）を行うこと。

運動強度が高い運動・スポーツの場合は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける必要があること。また、水泳時などでマスクをしていない場合には、十分な距離を空けるよう特に留意をする必要があること。

（※）感染予防の観点からは、少なくとも2mの距離を空けることが適当である。

② その他

ア 運動・スポーツ中に、唾や痰を吐くことは極力行わないこと（※）。

（※）やむを得ない場合は、周囲を確認し飛沫の飛散に注意すること。

イ タオルの共用はしないこと。

ウ 飲食については、指定場所以外で行わず、最低1mの距離を空けて対面を避け、会話は控えめにし、咳エチケットを徹底すること（飲食時以外で会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合はマスク着用を徹底）。また、

同じトング等での大皿での取り分けや回し飲みはしないこと。加えて、指定場所は換気を十分に行うこと。

エ 飲みきれなかったスポーツドリンク等を指定場所以外（例えば走路上）に捨てないこと。

(※) その他、各中央競技団体において、競技特性に応じ、各競技別のガイドラインを作成する際、上記以外に感染拡大防止のための必要な取組を適宜盛り込んでいただきますようお願いいたします。

(6) その他の留意事項

スポーツイベント終了後に、参加者から新型コロナウイルス感染症を発症したとの報告があった場合、参加者等への注意喚起する方法をあらかじめ検討しておくことが必要です。

なお、イベント等の開催制限については、内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長より各都道府県知事宛に示される、最新の催物の開催制限等の方針等を参考とし、適切に御対応いただきますよう御留意をお願いします。

<参考ホームページ>

- ・新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（令和3年11月19日（令和4年11月25日変更）・新型コロナウイルス感染症対策本部決定）
https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r_041125.pdf
- ・基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について（令和4年9月8日付け内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長事務連絡）
https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20220908.pdf
- ・社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン（令和2年5月14日スポーツ庁作成・令和4年11月30日改訂）
https://www.mext.go.jp/sports/content/20200514-spt_sseisaku01-000007106_1.pdf
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」と「感染リスクを下げながら会食を楽しむ工夫」（令和2年10月23日付け新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）
https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/bunkakai/teigen_12_1.pdf
- ・新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」を公表しました（令和2年6月19日一部改訂・厚生労働省ホームページ）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html

- ・ 国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html
- ・ 新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q1-14
- ・ 新型コロナワクチンについて
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html
- ・ 新型コロナウイルスに関する相談・医療の情報や受診・相談センターの連絡先
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokuyasessyokusya.html
- ・ 新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ・ 職場における検査等の実施手順（第3版）について（令和4年10月19日）
<https://www.mhlw.go.jp/content/001003217.pdf>
- ・ 「新しい生活様式」における熱中症予防行動のポイント（令和2年6月22日更新）
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_coronanettyuu.html
- ・ スポーツ活動再開時の新型コロナウイルス感染症対策と熱中症予防について（公益財団法人日本スポーツ協会）
<https://www.japan-sports.or.jp/news/tabid92.html?itemid=4164>

（以上）